

公益社団法人日本エアロビック連盟スポーツ仲裁に関する規程

公益社団法人日本エアロビック連盟が開催する競技会等の諸事業及びその組織の運営に関して行った決定事項に対する不服申立てについては、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人の移行日（平成25年4月1日）より施行する。